

社会保障と法：社会保障判例研究

一般財団法人あんしん財団事件—労災保険給付の支給決定につき  
事業主が提起する取消訴訟の適法性

（東京地判令4・4・15労経速2485号3頁）

笠木 映里\*

【事案・請求】 一般財団法人Xの支局に勤務していた労働者A（補助参加人）は、精神疾患を発症し、労災保険法に基づき、この疾患につき札幌中央労働基準監督署長（以下、「処分行政庁」という）から療養補償給付支給処分（平成30年9月14日付）および休業補償給付支給処分（令和元年10月2日付。平成30年10月3日から平成31年3月31日までの期間にかかる処分。以下、二つの処分をあわせて「本件各処分」という）を受けた。Xは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という）12条3項に基づきいわゆるメリット制の適用を受ける事業の事業主（以下「特定事業主」という）であり、本件各処分につき労災保険審査官に審査請求をしたが、審査請求人資格がないとして請求を却下する決定を受けた。Xは、本件各処分の法的効果により労働保険の保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあるため、本件各処分の取消を求めるにつき法律上の利益を有する者（行訴法9条1項）に当たると主張して、本件各処分の取消を求めて訴えを提起した。

Aに支給された保険給付及び特別給付金の額は、平成30年度407万8631円、令和元年度399万7971円（合計807万6602円）である。本給付を前提にメリット制が適用されると、令和2年度から令和5年度のXの保険料負担はメリット制の適用がない場合に比較して大きくなる（保険料負担の差額は4年間の合計で758万7198円）。

本件の争点は、①Xの原告適格の有無、②審査請求前置主義に係る本件訴えの適法性、③Aの発病した適応障害の業務起因性の3点にわたるが、判旨はこのうち①についてのみ判断している。本評釈でも①の論点のみを扱う。

【判旨】 本件訴えをいずれも却下する。

〔1 原告適格に関する判断枠組み〕

行訴法9条…1項にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する…（最高裁平成16年（行ヒ）第114号同17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645頁参照）。

そして、当該処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法

\* 東京大学，フランス国立科学研究センター

令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである（同条2項参照）。

## 2 検討

当裁判所は、後記（6）アのとおり…本件訴えは、原告適格を欠き、不適法…であると判断する。以下、理由の詳細について述べる」。

### （1）労災保険制度の構造

ア 労災保険法上、「保険給付に伴い、事業主の権利を制約し又は義務を課す法律上の根拠はなく」同法による保険給付それ自体には、事業主の利益を侵害する要素は含まれない。

イ 労災保険法・徴収法の規定を「概観すると、労災保険制度としては、労災保険法において、保険給付に係る被災労働者等と政府（国）との法律関係（保険給付の支給要件等）を定めることで被災労働者等の利益保護を図る一方、徴収法において、政府（国）と事業主との間の保険関係の成立や保険料の徴収の手続等について定めることで、労災保険の事業の効率的な運営を図っている（徴収法1条参照）…」。そして、一般保険料の額の算出の過程で「当該事業主の事業に係る業務災害支給処分の額が考慮されることはない。…特定事業主の事業において、業務災害支給処分がされた場合に、初めて労災保険法上の保険給付に係る事業主の利害が生ずる…」。

### （2）労災保険法の趣旨、目的等

「労災保険法は、「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等」に対し「迅速かつ公正な保護」を行うことを目的として掲げる（労災保険法1条）」。制度の沿革を踏まえると、この目的は、政府（国）が管掌する保険制度の創設により、労災補償の履行を「確保する趣旨で、具体的には、使用者が無資力の場合に被災労働者等が補償を受けられないリスク自体を回避する趣旨のほか、使用者が補償の履行を拒否する場合

に、民事訴訟の提起を強いられる負担から被災労働者等を解放し、行政手続による災害補償の支給を迅速かつ確実に実現する趣旨を含む。

この点、事業主が、業務災害支給処分の取消訴訟を提起し、当該処分を取り消す判決がされた場合、被災労働者等は労災保険給付の支給を受けることができなくなるが、災害補償の支給を迅速かつ確実に実現するという目的に照らすと、「労災保険法が、事業主が提起する業務災害支給処分の取消訴訟の結果により、労災保険の受給に係る被災労働者等の地位が左右される事態を想定しているとは考え難い」。

労災保険法は、意見書制度（労災規則23条の2第1項）のほかに、業務災害支給処分に当たり事業主が手続に関与することを認める規定をもたない。このような手続保障の欠如は、災害補償の支給を迅速かつ確実に実現するための制度設計の結果と理解できる。「労災保険法は、被災労働者等の法的利益の保護を図ることを目的とし、これに反する事業主の利益は保護の対象としていない」。

### （3）徴収法の趣旨、目的等

「…労災保険料率 [ママ] を定める徴収法12条2項…は、あくまで、労災保険事業全体について、長期的な収支の均衡を図ることを目的としており、個別の事業主の事業に係る個々の保険給付の発生と…当該事業主が負担すべき保険料の額との間の収支の均衡を要求するものではない…」。「誤った業務災害支給処分について、事業主の不服申立てにより、当該給付自体の是正を図ること」は予定されていない。

### （4）メリット制について

ア 「…徴収法12条3項各号所定の…事業について…業務災害支給処分がされると、当該処分に係る保険給付額の増加に応じてメリット収支率が上昇し、これに伴い、特定事業主のメリット増減率…が上昇する可能性があり…当該特定事業主の労働保険料額が増額するおそれがある…」。「…Xについてみると、Aに対する業務災害支給処分により増額される次々年度以降の労働保険料額が、Aに対する保険給付額に匹敵するものとなり得ること、メリット制の適用を捨象した労働保険料の額

をも相当程度上回ること」が認められる。「…Xが、労働保険料の認定処分との関係で、労働保険料に係る法律上の利益を有することは否定し難い。

イ しかしながら、メリット制の目的は、労働保険料に関する事業者間の公平性と、特定事業主における災害防止努力の促進にある。「メリット制の構造は、全体として、特定事業主において、自らの事業に応じた災害発生の危険を管理し得ることを前提として、一般的な予防の観点から、災害防止努力を促進し、保険制度…へのフリーライドを抑止するための政策的な手段…として、労災保険率の増減を採用したものと解され…メリット制の目的に、個々の保険給付の適正化が含まれるものとは解し難い。

一方で、前記(2)で説示した…法の目的との関係では、メリット制の適用の有無は、本来、労災保険給付の受給に係る被災労働者等の法的地位とは関連性のない事情」で、その「適用の有無により上記被災労働者等の法的地位が左右される根拠は見出し難い」。

ウ また、前記(3)の説示「との関係では、…メリット収支率の計算は…メリット制の目的に対する手段として、特定事業主を単位として収支の均衡を指向するにとどまり、労災保険制度全体の収支との関係で、個別の保険給付の適正化を目的とするもの」ではない。

「以上を考慮すれば、メリット制に係る特定事業主の利益は、あくまで、徴収法に基づく労働保険料の認定処分との関係で考慮されるべき法律上の利益となり得るにとどま」る。

#### (5) まとめ

「…労災保険法は、専ら、被災労働者等の法的利益の保護を図ることのみを目的とし、事業主の利益を考慮しないことを前提としている」と解され、同「法及び徴収法並びにこれの下位法令を閲覧しても…労災保険法が、業務災害支給処分との関係で、特定事業主の労働保険料に係る法律上の利益を保護していると解する法律上の根拠は見出

せない。「当該特定事業主の利益は、行訴法9条1項にいう法律上保護された利益には当たらず、特定事業主は、業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないと解するのが相当である」。

#### (6) 原告の主張について

ア 処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合の原告適格について

(ア) 行訴法9条1項にいう処分の取消しを求めるとつき「法律上の利益を有する者」について、処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として…その取消訴訟における原告適格を有するものというべきであり（最高裁平成24年（行ヒ）第156号同25年7月12日第二小法廷判決・裁判集民事244号43頁（平成25年最高裁判決）参照）、また、処分の名宛人以外の者が処分の法的効果により公課の納付義務の範囲が増大するなど直接具体的な不利益を被るおそれがある場合も、上記と同様に解するのが相当である（最高裁平成16年（行ヒ）第275号同18年1月19日第一小法廷判決・民集60巻1号65頁（平成16（ママ）<sup>1)</sup>年最高裁判決）参照）。

(イ) 「特定事業主が、労働保険料の認定処分との関係で、労働保険料に係る法律上の利益を有することは…(4)で述べたとおりである」が、メリット収支率の計算は、メリット制の目的に対する「手段として収支の均衡を指向するもので…徴収法が個別の保険給付の額に着目して労働保険料を算出することで、初めて労働保険料に係る特定事業主の法律上の利益が生ずるのであって」、労災保険給付それ自体には、事業主の利益を侵害する要素は含まれない。本件は、前記二つの最高裁判決とは事案を異にしており「特定事業主について…業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を認めることはできない」。

(ウ) 平成13年最高裁決定（最一決平13・2・22裁時1286号3頁）は、「保険給付額がメリット制によ

<sup>1)</sup> 平成18年最高裁判決の誤りと思われる。本稿の評釈では平成18年最判とよぶ。

り労働保険料額に反映されること自体（労働保険料に係る法律上の利益）を根拠として…補助参加の利益を認めたもの」である。そして、被災労働者等によって、業務災害不支給処分の取消訴訟が提起されている場合、「事業主に補助参加の利益を認めたとしても、被災労働者等の「迅速かつ公正な保護」という観点に照らし、…法の趣旨、目的に反することにはならないから…上記最高裁決定は、特定事業主に原告適格を認める根拠とはならない…」。

「イ 業務災害支給処分の違法性を争う特定事業主の手続的保障について

…業務災害支給処分は行訴法3条2項所定の処分であるから、公定力を有するとともに、出訴期間が経過した後は、不可争力を有する。「しかしながら、特定事業主に業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格が認められないとの結論に鑑みれば、いわゆる違法性の承継の問題について、特定事業主の労働保険料の認定処分に係る法律上の利益の手続的保障の観点からは、徴収法上の労働保険料の認定処分に対する不服申立てないし同処分の取消訴訟において、労働保険料の算出において考慮される業務災害支給処分について、同処分が取り消されていない場合でも、その違法性…を取消事由として主張することが許される余地がある」。「法令上予定されている先行の処分と後行の処分とが、相結合して初めて所定の法律効果を発揮する場合のように、両処分が不可分の関係にあることは、違法性の承継が認められるための不可欠の要件ではない…（最高裁平成21年（行ヒ）第145号同21年12月17日第一小法廷判決・民集63巻10号2631頁参照）。

また、業務災害支給処分の違法性を理由に労働保険料の認定処分を取り消す判決がされた場合に、同判決に生じる拘束力（行訴法33条1項）により、行政庁が同判決と整合しない当該業務災害支給処分の取消義務を負うか否かについては、要件の判断を誤った業務災害支給処分により過大な保険給付がされることはメリット制の適用の有無に

かかわらず生じ得るところ、徴収法は、そのような場合であっても、労災保険事業全体の長期的な収支においてその均衡を図ることを想定していることに照らし、消極に解する…」。

【評釈】 判決の結論に賛成。

## I 本判決の意義

本判決は、業務災害支給処分（本件各処分）につき、処分の名宛て人たる労働者の使用者である事業主には当該処分の取消を求める訴訟の原告適格がないものとして、処分の取消を求める事業主の訴えを却下した。これまで、裁判例や行政実務は、本判決と同様に業務災害支給処分について使用者の原告適格（及び審査請求人資格）を否定してきた<sup>2)</sup>ところ、総生会事件判決（東京高判平成29・9・21（労経速2341号29頁，原判決：東京地判平29・1・31労経速2309号3頁））は、第一審・控訴審を通じて、使用者の原告適格を肯定することを前提として、後続の労働保険料認定処分の取消訴訟において先行する業務災害支給処分の違法性を主張することができないと判断し、注目を集めた（以下、上記高裁判決を平成29年高裁判決という。なお、同判決は最高裁の上告不受理により確定しているようである）。これらの先行裁判例からもわかる通り、業務災害支給処分の取消訴訟にかかる事業主の原告適格の有無は、労働保険料認定処分を争う訴訟で、先行する業務災害支給処分の違法性を取消事由として主張できるかという論点（以下、この問題を、一般的な用語法に従って違法性の承継の論点と呼ぶ）と密接に関連する。

総生会事件は、業務災害支給処分の後に行われた労働保険料認定処分を争う事案で、違法性の承継の有無が直接の争点であったが、裁判所はこの争点に関する議論の前提として、業務災害支給処分の取消訴訟にかかる使用者の原告適格に言及していた。これに対して、本件では、事案の解決との関係では原告適格の論点についてのみ判断すれ

<sup>2)</sup> 法務省訟務局内労災訴訟実務研究会編『新・労災訴訟の実務解説』商事法務研究会（1998）107頁

ば足りたともいえるが、判旨は違法性の承継の論点についても補足的に検討し、いずれの論点についても平成29年高裁判決と反対の解釈を示した。

## II 労災支給処分取消訴訟の原告適格

(1) 原告適格に関する判旨1、2の判断は、2(1)～(5)と(6)アに分かれている。このうち、2(1)～(5)はいわゆる小田急事件判決（最判17・12・7民集59巻10号2645頁。以下、平成17年最判という）の枠組みにより原告適格を判断し、(6)アは、Xの主張に應える形で、平成18年・平成25年の判例との関係について述べる。このような二部構成の判旨の構造は、判旨2が「(6)アの通り」と述べて原告適格にかかる議論全体の結論を後半部分に委ねていることと相まって論旨を分かりにくくしているが、あくまで判旨1・2(1)～(5)が判断の中心であり、(6)アは、原告の主張に應えてほかの判例との関係を整理する趣旨と読むべきだろう。

判旨は、平成17年最判を参照し、行訴法9条2項を引用して行政処分の相手方以外の者について「法律上保護された利益」の有無を判断する際の考慮要素に言及した上で（判旨1）、本件における原告適格の有無を検討する（判旨2(1)～(5)）。この枠組みによれば、9条2項の掲げる要素を勘案しつつ、当該処分の根拠法たる実体法が原告の利益を法律上保護しているかを解釈することとなり<sup>3)</sup>、本件では、労災保険法上の業務災害支給処分の直接の根拠規定のみならず同法全体の趣旨や、これと密接に関連する徴収法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律）の趣旨目的も考慮に入れつつ、Xにつき「法律上保護された利益」の侵害・侵害のおそれがあるかを検討することが求められる。

(2) 判旨2(1)～(5)は、労災保険法がもつばら

被災労働者の法的利益の保護を目的としたもので、事業主の利益を保護の対象としていないこと（(1)、(2)）、徴収法は労災保険事業の長期的な収支と効率的運営を目的とする法律で、個別の給付と拠出との均衡を図る趣旨ではないことを指摘する（(1)、(3)、(4)）。以上の解釈は、労災保険法・徴収法それぞれの趣旨・目的、両者の関係に関する正しい理解であり、また広く受け入れられてきた解釈でもあると思われる。事業主による業務災害支給処分への取消訴訟の提起を認めることが労災保険制度の趣旨・目的と緊張関係に立つことは明らかといえよう。なお、労災保険法が事業主の手続保障にかかる規定を置いていないことについて、同法が使用者の利益を法律上の利益として保護するものでないことを示す事情として考慮する判断にも賛成できる。

さらに議論が必要となるのは、判旨(4)が詳述するメリット制との関係である。特定事業主であるXについては、保険給付額の増加に応じて保険料率が上昇する可能性があり（徴収法12条3項、徴収規則18条の2、20条、別表3）、前掲の総生会事件でも、第一審・控訴審いずれの判決でもこの点が重視された<sup>4)</sup>。しかし、本判決が適切に述べているように、メリット制は、特定事業主における災害防止努力の促進と事業者間の一定の公平性の確保を趣旨とした政策的な保険料調整の仕組みである。個別の業務災害支給処分とメリット制による保険料の増減には直接の関係はなく、業務災害支給処分の段階では保険料の上昇は理論的で不確定な可能性に留まる。この点をふまえれば、メリット制の存在を考慮しても、業務災害支給処分との関係で労災保険法が使用者の利益を個別に法律上の利益として保護しているとまではいえないと考える。

(3) 判旨(6)アの検討に移ろう。Xの主張に應えて参照された2つの判例の事案の共通点は、行政

<sup>3)</sup> 塩野宏「行政法Ⅱ」有斐閣126-127頁、134頁。

<sup>4)</sup> こうした解釈を支持する学説として、齊藤浩「労災業務上認定に対し使用者が起こす取消訴訟の原告適格について」立命館法学395号（2022）20-59頁、特に48頁以下、興津征雄「違法性の承継に関する一事例分析—労災保険給付支給処分と労働保険料認定決定処分との関係—」佐藤幸治＝泉徳治（編）『行政訴訟の活発化と国民の権利重視の行政へ—滝井繁男先生追悼論集』日本評論社（2017）171頁、註38。

処分の名宛人以外の第三者に対して、処分が予定する法的効果が直接に特定の第三者の個別具体的権利・利益に影響を及ぼすと評価された点である<sup>5)</sup>。判旨(6)ア(ア)(イ)は基本的に判旨(4)を繰り返す形でXの主張を排除しており、その内容について異論はなく、事案の解決との関係ではこれで十分とも思われるが、2判決についてはより丁寧な検討も可能であろう。2判決のうち、平成18年最判では、訴外会社から株式の譲渡を受けた上告人が、同社に対する法人税の決定及び無申告加算税賦課決定に基づく同社の滞納国税につき、第二次納付義務の納付告知を受けたケースで、同人が主たる課税処分に対して不服申立を行う資格が肯定された。また、平成25年最判は、共有不動産につき租税滞納者が差押え処分(国税徴収法47条1項)を受けた場面で、自らの持ち分について権利の制限を受けるほかの共有者に差押え処分の取消訴訟の原告適格を認めた。前掲平成17年最判や同判決が引用される原告適格に関する一連の判例・裁判例の多くのケースでは、処分の名宛て人以外の第三者が不特定多数者としての性格を有し、そのような者の利益がなお行政実体法規により個別的利益として保護されているといえるかが問題とされているが、上記2判例の事案は、これとは問題の性格が異なる(同旨、高橋信行・「平成25年最判判批」民商法雑誌149巻2号206頁以下)。そして本件も、先行処分(業務災害支給処分)が侵害処分でないという違いがあるものの、処分の名宛人以外の特定の者の利益に、当該処分の直接かつ法的な影響が及ぶとも思われるという点で、上記の2判例の事案と共通点を有する。もっとも、平成18年判決と平成25年判決との間にもなお事案の性格に違いがあり、ここでは特に平成18年最判と本件の事案との問題状況が類似することに注目すべきと考える。以下、本判決の評釈の範囲を若

干逸脱するが、この点を詳述する。

平成18年最判と本判決には、相手方を異にする先行処分(平成18年最判では主たる課税処分、本件では業務災害支給処分)と、先行処分が一つの要件となり、かつほかの要件も満たした際に行われる後行処分(平成18年最判では第二次納税義務の納付告知処分、本件ではメリット制適用後の労働保険料認定処分)とが存在し、先行処分の時点で処分の名宛人以外の第三者に原告適格を認めるか、それとも、第三者を名宛人とする後行処分が行われた段階で、この処分を争う訴訟で、先行処分の要件の欠如を争うことを認めるべきかが問題となる、という共通する問題状況が見られる。いずれの事案でも、平成25年最判の例(共有者への処分はほかの共有者の権利を直接制限する)と比較すれば明らかなように<sup>6)</sup>、先行処分の段階では後行処分の実施は理論的可能性に留まり<sup>7)</sup>、本来は、後行処分を待って訴えを提起させることが望ましく、また十分であると考えられる。他方、本件と平成18年最判が異なるのは、平成18年最判が、問題とされた先行処分と後行処分との間の違法性の承継を否定する判例の存在を前提とした判断だったことである(最判昭和50・8・27民集29巻7号1226頁)<sup>8)</sup>。平成18年最判は、先行処分について原告適格を認めつつ、取消訴訟の出訴期間の起算点を後行処分の時点に設定しており、理論的には無理の大きい判断とも評される<sup>9)</sup>(なお、本件でも、業務災害支給処分につき原告適格を認める場合、同処分について事業主に十分な手続的保障が与えられていない<sup>10)</sup>ことも考慮すれば、出訴期間の観点から使用者にとって不当ともいえる帰結も生じうることには注意が必要と思われる)。このことも、平成18年最判の事案が本来は後行処分の時点で先行処分の違法性を争う可能性を肯定すべき事案であったことを伺わせる事情と思われる。

<sup>5)</sup> なお、いずれの判決も平成17年最判を引用せずに原告適格を認めている。

<sup>6)</sup> 田尾亮介「平成18年最判判批」行政判例百選〔第8版〕(2022)270頁。

<sup>7)</sup> 山本隆司『判例から探求する行政法』(有斐閣、2012)192頁。

<sup>8)</sup> 山本・前掲註(7)書190頁。

<sup>9)</sup> 山本・前掲註(7)書191頁、田尾・前掲註(5)271頁。

<sup>10)</sup> 中山慈夫「判批」ジュリスト1512号(2017)130頁。

以上のような平成18年最判の文脈や評価を考慮すれば、同判決は、判旨も述べる通り違法性の承継の可能性が排除されない本件において（本稿Ⅲで後述）、業務災害支給処分にかかる使用者の原告適格を肯定すべきとの文脈において援用されるべきではないばかりか、むしろ原告適格を否定する判旨の結論を間接的に補強しうる判決といえるのではない。

なお、使用者の原告適格との関係では、業務災害不支給処分を労働者が争う訴訟への使用者の補助参加を認めた最高裁判例（最一決平13・2・22裁判時1286号3頁）との関係も問題となりうる（判旨（6）ア（ウ））。判旨は、補助参加を認めても被災労働者の迅速かつ公正な保護を害することはないとの理由付けにより原告適格の問題と区別している。既に係属中の訴訟に、当該訴訟の結果について利害関係を有する第三者を参加させることで紛争の早期解決を図るのが補助参加の制度であり、原告適格の問題とは問題状況が異なる。判旨の立場に異論はない。

### Ⅲ 原告適格を否定した場合の紛争解決

最後に、違法性の承継の有無について判断する判旨（6）イについて簡単に検討する。判旨も引用する平成21年の最高裁判例（最判平21・12・17民集63巻10号2631頁）は、建築基準法上の安全認定（先行行為）と建築確認処分（後行行為）について、①先行行為と後行行為が同一目的を達成するために行われ、両者が結合して初めてその効果を

発揮すること、②先行行為について手続的保障がなく、先行行為の段階で訴訟提起しないことが不合理とはいえないことを理由として、違法性の承継の可能性を認めている。本件において①の要素は認められないように思われるが<sup>11)</sup>、判旨は①の要素は違法性の承継を認めるための不可欠の要件ではないと述べ、手続的保障の観点（②）を重視して、違法性の承継を認める余地があると結論づける。既に学説が指摘している通り、平成21年最判が示した①、②の要件（要素）の関係や位置づけは判旨からは明らかでなく<sup>12)</sup>、同判決との関係で①は必須の要素ではないとする本判決の立場も理論的には排除されないものと思われる。また、本件のようなケースでは、現に業務災害が発生したことが後行処分の当然の前提とされていると考えるべきであり（このことを上記①の要素に含めることも理論的に可能とも思われる<sup>13)</sup>）、先行処分について十分な手続保障がない以上、後行処分を争う訴訟の中で先行処分の違法主張の機会を使用者に与えるべきと考えられる。この点、違法性の承継を認めることで、被災労働者等の地位が不安定になるとの批判もあり得るが<sup>14)</sup>、判旨は、労働保険料認定処分が業務災害支給処分の違法性を理由に取り消されても、行政庁は違法とされた業務災害支給処分を取り消す義務を負わないものとするので、労働者の地位の保護を図る。この点、労働保険料認定処分の取消により先行する労災保険給付支給処分が直ちに実体法的根拠を失うわけではなく、先行処分の帰趨は行政庁の裁量の範囲内で決せられるべきと考えられる<sup>15)</sup>。したがっ

<sup>11)</sup> 大塚直史「業務災害等支給決定と労働保険料認定決定における違法性の承継——平成29年度答申第27号」論究ジュリスト23号（2020）118頁。

<sup>12)</sup> 村上裕章「平成21年最判判批」『平成22年度重要判例解説』有斐閣（2011）59頁。

<sup>13)</sup> 興津・前掲註（4）論文156頁以下。同論文は「実体法上、先行処分の要件が後行処分の適法性を基礎づける要素を構成」する場合に違法性の承継が認められるべきと整理し（手続的観点からの基準も挙げられているがここでは省略する）、平成21年最判の判旨にもこの基準を読み込む解釈を提案する。なお、本件においては、そもそも先行処分と後行処分が別個独立の法関係にかかわるもので、違法性の承継は問題とならないという解釈の余地もある（本稿（注記）も参照）。平成18年最判についてこうした可能性に言及するものとして、山本・前掲注（7）書190頁。

<sup>14)</sup> 行政不服審査会第2部会平成29年12月5日答申（平成29年度答申27号）は、業務災害等支給決定に対する事業主の不服申立資格を認めた上で、違法性の承継に関して消極的な立場を示し、その理由として労災保険審査官・審査会の専門性、及び、被災労働者またはその遺族の地位を著しく不安定にすることを挙げた。

<sup>15)</sup> 興津・前掲注（4）論文172-173頁。

て、行政庁が先行処分を取り消す義務を負わないとする判旨には賛成できるし、この限りで労働者の地位の安定性は一定程度保護されるだろう。さらに問題となるのは職権取消の裁量の限界をどう考えるかである。この点、紙幅の制限により詳述できないが、被災労働者や遺族に及ぼす影響の大きさに鑑みて一定の要件の下で先行処分の取消を制限すべきであり<sup>16)</sup>、この点については何らかの立法的な対応も検討されてよいと考える。

(注記) 本稿脱稿後に本判決の控訴審判決が出され、東京高裁は、使用者の原告適格を肯定して控訴を認容し、本件を東京地裁に差戻した(東京高判令4・11・29判例集未登載)。判旨はメリット制が使用者の保険料納付義務の範囲の増大を導くことを主な理由として結論を導いたが、本稿で述べたように、労働保険料認定処分の時点で業務起因性を争うことを認めれば十分であり、業務災害支給処分そのものについて使用者に取消訴訟の原告適格を認めることは、不要な争訟を増加させるとともに労働者の地位を著しく不安定にする帰結を導き、問題が大きい。特定事業主は、保険料が上昇する否か、どの程度上昇するかが不明確なケースでも、民事訴訟への影響なども想定して念のため業務災害支給処分を争っておくという対応を取ること十分に予想され、労働者は労災給付申請にあたりこうした訴訟への対応を迫られることを想定しなければならないことになる。こうした帰結を労災保険法が想定しているとは考えがたい。

なお、厚生労働省内に設けられた「労働保険徴収法12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」報告書(令和4年12月)は、使用者に業務災害支給処分への不服申立資格等が認められることにより生じうる問題を列挙する(8頁)とともに、業務災害支給処分と労働保険料認定処分は相互に独立性が高く、そもそも違法性の承継が問題となる場面ではない(従って、後者を争う訴訟で前者がその要件を欠くものであったことを主張することは当然に可能である)と整理した上で、有効に確定している労災保険給付のうち支給要件に該当するものだけがメリット制適用の際の考慮対象となる労災給付(徴収法12条3項)にあたるという解釈により、先行処分の効果に影響を及ぼすことなく、後行処分を争う訴訟において支給要件該当性を争う途を使用者にひらくという解決策を提示した(11頁以下)。この報告書の内容もふまえ、厚生労働省は、令和5年1月31日、メリット制の適用により引き上げられた労働保険料の認定決定を争う取消訴訟において、保険料引上げを基礎付ける労災支給処分が支給要件を満たさないものであったことを使用者が主張することを認める一方、当該取消訴訟で使用者が勝訴し、理由付けの中で過去の労災支給処分の支給要件非該当性が認められたとしても、当該労災支給処分が取り消されることはない旨の通達を発した(令和5年基発0131第2号)。

(かさぎ・えり)

<sup>16)</sup> 事情判決による対処を示唆する学説として、大塚直史「判批」ジュリスト1518号(2018)41頁、同・前掲注(10)論文118頁。なお、被災労働者等への影響の大きさに加え、業務災害支給処分を行う行政庁と保険料認定処分を行う行政庁が異なり(前者は労働基準監督署長、後者は都道府県労働局歳入徴収官)、それぞれの処分にかかる不服申立や訴訟の当事者は異なるものになることにも留意すべきである((注記)で引用する報告書19頁を参照)。